

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 公表特許公報 (A)

(11) 特許出願公表番号

特表2015-506185

(P2015-506185A)

(43) 公表日 平成27年3月2日 (2015. 3. 2)

(51) Int. Cl.	F 1	テーマコード (参考)
A 6 1 B 1/00 (2006. 01)	A 6 1 B 1/00 3 2 0 E	4 C 1 6 0
A 6 1 B 17/221 (2006. 01)	A 6 1 B 17/22 3 2 0	4 C 1 6 1
A 6 1 B 17/34 (2006. 01)	A 6 1 B 17/34	

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 19 頁)

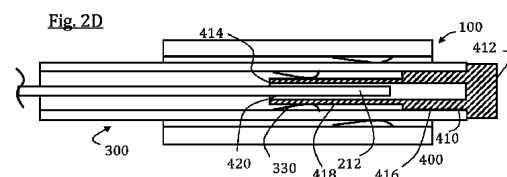
(21) 出願番号	特願2014-548107 (P2014-548107)	(71) 出願人	513240043
(86) (22) 出願日	平成24年12月21日 (2012. 12. 21)		イーオン サージカル リミテッド
(85) 翻訳文提出日	平成26年8月19日 (2014. 8. 19)		イスラエル 6 9 7 1 0 テルーアビブ
(86) 国際出願番号	PCT/EP2012/076857		ハバーゼル ストリート 2 7
(87) 国際公開番号	W02013/093107	(74) 代理人	100092093
(87) 国際公開日	平成25年6月27日 (2013. 6. 27)		弁理士 辻居 幸一
(31) 優先権主張番号	61/579, 670	(74) 代理人	100082005
(32) 優先日	平成23年12月23日 (2011. 12. 23)		弁理士 熊倉 禎男
(33) 優先権主張国	米国 (US)	(74) 代理人	100088694
			弁理士 弟子丸 健
		(74) 代理人	100103609
			弁理士 井野 砂里
		(74) 代理人	100095898
			弁理士 松下 満

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 腹腔鏡検査用シールブリッジ

(57) 【要約】

針システムの端部分を腹腔鏡検査用ポートに通して体腔から外部環境に通過させるシステムが提供される。このシステムは、第2の近位開口部、第2の遠位開口部、第2の近位開口部と第2の遠位開口部との間に延びる第2のルーメン及び第2のルーメン内に設けられたシールを有する細長いスリーブを含む。このシステムは、細長い本体を有するシールブリッジを更に含む。細長いスリーブは、第1の近位端のところで第1のルーメンを通して入れ子式に導入可能であって腹腔鏡ポートのシール機構体をバイパスする。シールブリッジは、第2のルーメン内に配備されるよう第2の近位開口部を通して挿入され、それにより細長いスリーブのシールを跨ぎ且つ / 或いは非動作状態にするようになっている。



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

針システムの端部分（２１２）を腹腔鏡検査用ポート（１００）に通して体腔から外部環境に通過させるシステムであって、

第２の近位開口部（３１２）、第２の遠位開口部（３１４）、前記第２の近位開口部と前記第２の遠位開口部との間に延びる第２のルーメン（３２０）及び前記第２のルーメン（３２０）内に設けられたシール（３３０）を有する細長いスリーブ（３００）と、

細長い本体（４１０）を有するシールブリッジ（４００，５００）とを含み、

前記細長いスリーブ（３００）は、第１の近位端（１１２）のところで第１のルーメン（１２０）を通して入れ子式に導入可能であって前記腹腔鏡ポート（１００）のシール機構体（１３０）をバイパスし、前記シールブリッジ（４００）は、前記第２のルーメン（３２０）内に配備されるよう前記第２の近位開口部（３１２）を通して挿入され、それにより前記細長いスリーブ（３００）の前記シール（３３０）を跨ぎ且つ／或いは非動作状態にするようになっている、システム。

10

【請求項 2】

前記システムは、腹腔鏡検査用ポートを含む、請求項 1 記載のシステム。

【請求項 3】

前記シールブリッジの前記細長い本体は、第３の遠位開口部（４１４）、封止状態の近位端（４１２）及び前記第３の遠位開口部と前記封止近位端との間で少なくとも部分的に延びる第３のルーメン（４２０）を有する、請求項 1 又は 2 記載のシステム。

20

【請求項 4】

前記シールブリッジは、ガスに対して封止されている、請求項 1 ～ 3 のうちいずれかーに記載のシステム。

【請求項 5】

前記細長い本体（４１０）は、近位セグメント（４１６）及び遠位セグメント（４１８）を有し、前記近位セグメントは、前記遠位セグメントよりも大きな外径を有する、請求項 1 ～ 4 のうちいずれかーに記載のシステム。

【請求項 6】

前記第３のルーメンは、前記針が前記第２の遠位開口部に入ると、前記針の前記端部分を受け入れるようになっている、請求項 2 ～ 5 のうちいずれかーに記載のシステム。

30

【請求項 7】

前記第２の近位開口部は、取り外し可能な封止覆い（３４０）を備えている、請求項 1 ～ 6 のうちいずれかーに記載のシステム。

【請求項 8】

前記シール（３３０）は、ゼロシールから成る、請求項 1 ～ 7 のうちいずれかーに記載のシステム。

【請求項 9】

前記シール（３３０）は、器械用シールから成る、請求項 1 ～ 8 のうちいずれかーに記載のシステム。

【請求項 10】

前記第３の遠位開口部は、斜切開口部を有する、請求項 1 ～ 9 のうちいずれかーに記載のシステム。

40

【請求項 11】

前記シール（３３０）は、前記第２の近位開口部（３１２）の遠位側に一定距離のところに配置されている、請求項 1 ～ 10 のうちいずれかーに記載のシステム。

【請求項 12】

前記一定長さは、前記第２の近位開口部（３１２）から 1 ～ 25 cm、例えば 5 cm である、請求項 11 記載のシステム。

【請求項 13】

針システムの端部分を体腔から外部環境に通過させる方法であって、

50

細長いスリーブを第 1 の近位開口部から腹腔鏡検査用ポートのルーメン内に入れ子式に導入し、それにより前記腹腔鏡検査用ポートのシール機構体をバイパスするステップと、

前記細長いスリーブの第 2 の近位開口部を通してシールブリッジを前記細長いスリーブの第 2 のルーメン中に挿入することによって前記第 2 のルーメン内のシールを跨ぎ且つ / 或いは非動作状態にするステップと、

前記細長いスリーブの第 2 の遠位開口部を経て前記針システムの前記端部分を前記第 2 のルーメン内に通すステップと、

前記針の一部を、前記シールを横切った状態に位置決めするステップと、

前記シールブリッジを取り外すステップとを含む、方法。

【請求項 14】

前記シールブリッジの第 3 の遠位開口部を通して前記針システムの前記端部分を前記シールブリッジの第 3 のルーメン中に配置することによって前記針の前記一部を、前記シールを横切った状態に位置決めするステップを含む、請求項 13 記載の方法。

【請求項 15】

前記第 2 のルーメン内への配備後、前記第 3 の開口部のところで斜切入口通路を形成するステップを含む、請求項 13 又は 14 記載の方法。

【請求項 16】

前記シールブリッジの遠位端部分 (514) に対して前記針によって提供された押圧力によって前記針の前記一部を、前記シールを横切って位置決めするステップを含む、請求項 13 ~ 15 のうちいずれか一に記載の方法。

【請求項 17】

前記シールブリッジの前記第 2 のルーメン中に挿入する前に前記細長いスリーブの前記第 2 の近位開口部から取り外し可能な封止覆いを取り外すステップを含む、請求項 13 ~ 16 のうちいずれか一に記載の方法。

【請求項 18】

前記細長いスリーブを前記針の前記端部分に隣接して位置する選択された位置まで伸長させるステップを含む、請求項 13 ~ 17 のうちいずれか一に記載の方法。

【請求項 19】

前記シールを跨ぎ且つ / 或いは非動作状態にした後、前記第 2 のルーメンをガスに対して封止状態に維持するステップを含む、請求項 13 ~ 18 のうちいずれか一に記載の方法。

【請求項 20】

前記シールを跨ぎ且つ / 或いは非動作状態にするまで前記シールブリッジを進めるステップを含む、請求項 13 ~ 19 のうちいずれか一に記載の方法。

【請求項 21】

腹腔鏡検査用ポートシステムのためのシールブリッジであって、インタースリーブ (inter-sleeve) のルーメン内に配備されるようになっていて、前記インタースリーブのシールを跨ぎ且つ / 或いは非動作状態にする細長い本体 (410) を有する、シールブリッジ。

【請求項 22】

前記細長い本体は、遠位開口部 (414)、封止状態の近位端 (412) 及び前記遠位開口部と前記封止近位端との間で少なくとも部分的に延びるルーメン (420) を有する、請求項 21 記載のシールブリッジ。

【請求項 23】

前記細長い本体 (410) は、近位セグメント (416) 及び遠位セグメント (418) を有し、前記近位セグメントは、前記遠位セグメントよりも大きな外径を有する、請求項 21 又は 22 記載のシールブリッジ。

【請求項 24】

前記ルーメンは、針が前記遠位開口部に入ると、前記針の端部分を受け入れるようになっている、請求項 22 記載のシールブリッジ。

10

20

30

40

50

【請求項 25】

前記遠位開口部は、斜切開口部を有する、請求項 22～24 のうちいずれかに記載のシールブリッジ。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、一般に、手術を行うためのシステム及び方法に関し、特に、顕微鏡腹腔鏡下手術のための器具に関する。

【背景技術】

【0002】

10

腹腔鏡下又は低侵襲手術は、腹部への数個の比較的小さなポートの使用を必要とし、種々の形式の器械及びアクセサリ（付属器具）がポートを経て導入され、そして種々の外科的インターベンションのために用いられる（通常、内視鏡下で実施される）。複数個の 5～15 mm ポートの使用は、幾つかの点で開放手術よりも優れていると通常考えられているが、依然として局所的な疼痛、瘢痕を生じさせ、場合によっては、ポート由来の合併症、例えば瘢痕に生じるヘルニアをしょうじさせると共に外科医に加えて 1 人又は 2 人以上のアシスタントの必要性をもたらす。

【0003】

過去数年において、腹腔鏡的システム及び方式の新型バージョン、主としてシングルポート（単孔）アクセス（Single-Port Access：SPA）及び細経腹腔鏡的方式が「古典的な」腹腔鏡検査法の欠点のうちの幾つかを解決するために導入された。SPA では、外科医は、アクセスポート及び手動器械を用いて典型的には患者の臍を通過してほぼ単一の入口箇所だけを介して手術を行う。熟練医師は、依然として、標準の腹腔鏡下手動器械を用いる場合がある。ただし、シングルポートアクセスの利用により、その三角法の有効性が減少し、操作性が複雑になる。この問題を解決するために専用目的関節連結器械の使用が導入された。ただし、これは、極めて高価であると考えられ、専門的訓練を必要とし、しかも複雑な外科的操作性を依然として必要とする。

20

【0004】

「小開腹術」（「細経腹腔鏡検査法」とも呼ばれている）は、シングルポートアクセス手術で見られる問題を解決するようになっている。SPA の利点としては、見た目が良いこと、腹壁の疼痛が少ないこと、切開創に由来する合併症が少ないことであるが、この外科的手法には欠点がある。視野が並行挿入器械によって部分的に見えにくくなり、手術用器械の三角法が最小限に抑えられると共にその操作性が制限される。小開腹術は、標準腹腔鏡検査法と同じ手術モードを維持するが、シースが 1 つしか存在せず、しかも器械の残りの全てが針状シャフトに連結され、これら針状シャフトは、トロカールを用いずに挿入され、したがって SPA と同等の見かけ上の結果及び疼痛のない結果をもたらす。

30

【0005】

細経腹腔鏡検査法では、腹腔鏡検査用ポートに代えて、通常が直径 2～3 mm の小さな切開創が用いられる。手術は、案内のために小型カメラを用いながら細い案内管を小切開創中に挿入し、次に極めて小さな器械を案内管中に入れることによって実施される。小型器械は、極めて細い先端部を有し、かかる先端部は、切開及び組織操作を極めて難しくする。さらに、器械先端部は、折れる傾向が高い場合があり、これらの除去は、厄介であり且つ困難な場合がある。

40

小切開創によるポート作用を維持しながらかかる問題を回避するために、シングルポートと細経腹腔鏡検査方式を組み合わせることが推奨された。これは、先ず最初に普通サイズの交換可能なエンドエフェクタを普通サイズのシングルポートアクセス中に挿入し、次にこれらエンドエフェクタを針サイズのマニピュレータの対応の遠位部分に取り外し可能に取り付けることによって達成される。マニピュレータは、超小型細経腹腔鏡検査法型切開創を経て腹腔内に突き出る。針マニピュレータとエンドエフェクタを腹腔内に配置してこれらを腹腔内で互いに係合させることは、リスクがありしかも厄介である場合があり、

50

したがって、本発明者は、かかる係合及び連結がより安全が確保された場所、例えば腹腔の外部又はそれどころか患者の体外で行われることを示唆する。

【発明の概要】

【0006】

したがって、本発明の実施形態は、好ましくは、添付の特許請求の範囲に記載された器具及び方法を提供することによって、当該技術分野における１つ又は２つ以上の欠陥、欠点又は問題、例えば上述した欠陥、欠点又は問題を単独で又は任意の組み合わせ状態で軽減し、緩和し又はなくそうとするものである。

【0007】

第１の観点によれば、針システムの端部分を腹腔鏡検査用ポートに通して体腔から外部環境に通過させるシステムが提供される。このシステムは、第２の近位開口部、第２の遠位開口部、第２の近位開口部と第２の遠位開口部との間に延びる第２のルーメン及び第２のルーメン内に設けられたシールを有する細長いスリーブを含む。このシステムは、細長い本体を有するシールブリッジを更に含む。細長いスリーブは、第１の近位端のところで第１のルーメンを通して入れ子式に導入可能であって腹腔鏡ポートのシール機構体をバイパスする。シールブリッジは、第２のルーメン内に配備されるよう第２の近位開口部を通して挿入され、それにより細長いスリーブのシールを跨ぎ且つ／或いは非動作状態にするようになっている。

10

【0008】

非動作状態にするという表現は、本願における開示との関係において、端部分に対して開かれるべきシール並びにこれを通る流体等に影響を及ぼすことを意味する。

20

【0009】

このシステムの幾つかの実施例は、腹腔鏡検査用ポートを含む。

【0010】

このシステムの幾つかの実施例では、シールブリッジの細長い本体は、第３の遠位開口部、封止状態の近位端及び第３の遠位開口部と封止近位端との間で少なくとも部分的に延びる第３のルーメンを有する。

【0011】

このシステムの幾つかの実施例では、シールブリッジは、ガスに対して封止されている。

30

【0012】

このシステムの幾つかの実施例では、細長い本体は、近位セグメント及び遠位セグメントを有し、近位セグメントは、遠位セグメントよりも大きな外径を有する。

【0013】

このシステムの幾つかの実施例では、第３のルーメンは、針が第２の遠位開口部に入ると、針の端部分を受け入れるようになっている。

【0014】

このシステムの幾つかの実施例では、第２の近位開口部は、取り外し可能な封止覆いを備えている。

【0015】

このシステムの幾つかの実施例では、シールは、ゼロシールから成る。

40

【0016】

このシステムの幾つかの実施例では、シールは、器械用シールから成る。

【0017】

このシステムの幾つかの実施例では、第３の遠位開口部は、斜切開口部を有する。

【0018】

別の観点によれば、針システムの端部分を体腔から外部環境に通過させる方法が開示される。この方法は、細長いスリーブを第１の近位開口部から腹腔鏡検査用ポートのルーメン内に入れ子式に導入し、それにより腹腔鏡検査用ポートのシール機構体をバイパスするステップを含む。この方法は、細長いスリーブの第２の近位開口部を通してシールブリッ

50

ジを細長いスリーブの第2のルーメン中に挿入することによって第2のルーメン内のシールを跨ぎ且つ / 或いは非動作状態にするステップと、細長いスリーブの第2の遠位開口部を経て針システムの端部分を第2のルーメン内に通すステップとを更に含む。この方法は、更に、針の一部分を、シールを横切った状態に位置決めするステップと、シールブリッジを取り外すステップとを含む。

【0019】

幾つかの実施例では、この方法は、シールブリッジの第3の遠位開口部を通して針システムの端部分をシールブリッジの第3のルーメン中に配置することによって針の一部分を、シールを横切った状態に位置決めするステップを含む。

【0020】

幾つかの実施例では、この方法は、第2のルーメン内への配備後、第3の開口部のところで斜切入口通路を形成するステップを含む。

【0021】

幾つかの実施例では、この方法は、シールブリッジの遠位端部分に対して針によって提供された押圧力によって針の一部分を、シールを横切って位置決めするステップを含む。

【0022】

幾つかの実施例では、この方法は、シールブリッジの第2のルーメン中に挿入する前に細長いスリーブの第2の近位開口部から取り外し可能な封止覆いを取り外すステップを含む。

【0023】

幾つかの実施例では、この方法は、細長いスリーブを針の端部分に隣接して位置する選択された位置まで伸長させるステップを含む。

【0024】

幾つかの実施例では、この方法は、シールを跨ぎ且つ / 或いは非動作状態にした後、第2のルーメンをガスに対して封止状態に維持するステップを含む。

【0025】

幾つかの実施例では、この方法は、シールを跨ぎ且つ / 或いは非動作状態にするまでシールブリッジを進めるステップを含む。

【0026】

さらなる観点によれば、腹腔鏡検査用ポートシステムのためのシールブリッジが提供される。このシールブリッジは、インタースリーブ (inter-sleeve) のルーメン内に配備されるようになっていて、インタースリーブのシールを跨ぎ且つ / 或いは非動作状態にする細長い本体を有する。

【0027】

このシールブリッジの幾つかの実施例では、細長い本体は、遠位開口部、封止状態の近位端及び遠位開口部と封止近位端との間で少なくとも部分的に延びるルーメンを有する。

【0028】

このシールブリッジの幾つかの実施例では、細長い本体は、近位セグメント及び遠位セグメントを有し、近位セグメントは、遠位セグメントよりも大きな外径を有する。

【0029】

このシールブリッジの幾つかの実施例では、ルーメンは、針が遠位開口部に入ると、針の端部分を受け入れるようになっている。

【0030】

このシールブリッジの幾つかの実施例では、遠位開口部は、斜切開口部を有する。

【0031】

別段の指定がなければ、本明細書で用いられる全ての技術的及び / 又は科学的用語は、本発明と関連した当業者によって通常理解されるのと同じの意味を有する。本明細書において説明する方法及び材料とはほぼ同じ又は均等な方法及び材料は、本発明の実施形態の実施又は試験において使用できるが、以下において、例示の方法及び / 又は材料について説明する。抵触の場合、定義を含む特許明細書が支配することになる。加うるに、材料、方

10

20

30

40

50

法及び実施例は、例示に過ぎず、本発明を必ずしも限定するものではない。

【0032】

添付の図面を参照して本明細書において本発明の幾つかの実施形態を説明するが、これらは例示に過ぎない。いま、特に図面を詳細に参照して、図示の細部は、例示であり、本発明の実施形態の例示的説明の目的のためであることを強調しておく。この点に関し、図面と関連して行われる説明は、本発明の実施形態をどのように実施することができるかを当業者に明らかにする。

【図面の簡単な説明】

【0033】

【図1】本発明の例示の実施形態に従って針の端部分に隣接して体腔と外部環境との間に設けられた腹腔鏡検査用ポートの概略断面図及び拡大部分図である。

10

【図2A】本発明の例示の実施形態に従って針端部分を腹腔鏡検査用ポートシステムに通す種々の段階のうちの一段階を示す概略断面図である。

【図2B】本発明の例示の実施形態に従って針端部分を腹腔鏡検査用ポートシステムに通す種々の段階のうちの別の段階を示す概略断面図である。

【図2C】本発明の例示の実施形態に従って針端部分を腹腔鏡検査用ポートシステムに通す種々の段階のうちの別の段階を示す概略断面図である。

【図2D】本発明の例示の実施形態に従って針端部分を腹腔鏡検査用ポートシステムに通す種々の段階のうちの別の段階を示す概略断面図である。

【図2E】本発明の例示の実施形態に従って針端部分を腹腔鏡検査用ポートシステムに通す種々の段階のうちの別の段階を示す概略断面図である。

20

【図3】本発明の例示の実施形態に従ってシールブリッジプラグに解除可能に連結された腹腔鏡用インタースリーブシステムの断面図及び拡大部分図である。

【発明を実施するための形態】

【0034】

本発明は、一般に、手術を実施するためのシステム及び方法に関し、特に顕微鏡的腹腔鏡下手術のための方法及び器具に関する。

【0035】

幾つかの実施形態の一観点では、針遠位端部のための貫通して設けられた内蔵式通路を体腔から外部環境まで作るために構成された腹腔鏡下手術を実施するシステムが提供される。本発明の幾つかの実施形態では、このシステムは、体腔と外部環境との間で配備可能なルーメンを有する腹腔鏡検査用ポートを含む。図1を参照すると、図1は、本発明の例示の実施形態に従って針システム200の端部分210に隣接して体腔又は体内の室と外部環境との間に設けられた室壁内に又はこれを貫通して設けられた腹腔鏡検査用ポート100の概略断面図及び概略拡大部分図である。体腔は、腹腔には限定されないと言って良く、外部環境は、患者の外部の環境、例えば手術室環境に限定されないと言って良い。針システム200は、取り外し可能なエンドエフェクタ又は外科用ヘッド（図示せず）に連結可能であると共に／或いはこれを操作する手動式システムであるのが良く、かかる針システムは、小さな切開創又はトロカールシステム（図示せず）を経て経皮的に導入可能であるのが良い。針システム200は、端部分212で終端する細長いシャフト210を有し、この細長いシャフトは、取っ手220に連結された近位部分214を有する。腹腔鏡検査用ポート100は、近位端112及び遠位端114を備えた本体110を有し、この本体の長さに沿ってルーメン120が設けられ、このルーメンは、両側が端112、114で開かれている。腹腔鏡検査用ポート100は、ルーメン120内に設けられていて、体内室から外部環境へのインフレーションガスの移動を阻止するシール機構体130を更に有する。シール機構体130は、任意公知の且つ／或いは市販のガス封止組み合わせ又は器具であって良く、かかるシール機構体は、単一の又は複数個のシール、弁及び／又はメンブレン、例えばゼロシール及び／又は器械用シールを含むのが良い。

30

40

【0036】

幾つかの実施形態では、このシステムは、腹腔鏡検査用ポートを備えておらず、市販の

50

シース、トロカール及び／又は腹腔鏡検査向きのポート中に挿入されると共に／或いはこれに連結されるようになっている。

【 0 0 3 7 】

本発明の幾つかの実施形態では、システムは、オプションとして外科医の選択に従って選択的に、腹腔鏡検査用ポートルーメン 1 2 0 を通って細長いスリーブ本体 3 1 0 によって入れ子式に導入可能であり、それによりシール機構体 1 3 0 を通ってバイパスする細長いスリーブ 3 0 0 (図 2 B に示されている) を含む。このように、シール機構体 1 3 0 は、開いて種々のサイズでアーチファクトの挿通移動を許容する一方で、その部品又は部材 (例えば、シール又はメンブレン) の損傷を回避すると共に／或いはアーチファクトを邪魔するようにになっている。本発明の幾つかの実施形態では、細長いスリーブ 3 0 0 は、体腔内の所定の場所まで拡張可能であり、それにより所定の場所から外部環境までの内蔵式通路を作る。例示のバイパススリーブ又は案内カニューレが 2 0 1 1 年 9 月 1 9 日に出願された国際出願第 I B 2 0 1 1 / 0 5 4 1 0 2 号明細書 (発明の名称 : Micro Laparoscopy Devices and Deployments thereof) に開示されており、この国際出願を参照により引用し、その開示内容を本明細書の一部とする。

10

【 0 0 3 8 】

本発明の幾つかの実施形態では、細長いスリーブ 3 0 0 は、細長いスリーブ本体 3 1 0 の近位端のところに設けられた近位開口部 3 1 2 (オプションとして、取り外し可能な封止覆い 3 4 0 を備えている)、細長いスリーブ本体 3 1 0 の遠位端のところに設けられた遠位開口部 3 1 4 及び近位開口部と遠位開口部との間に延びていて、両端が開かれたルーメン 3 2 0 を有している。腹腔鏡検査用ポート内における配備時にガスの移動を阻止するため、細長いスリーブのルーメン内に少なくとも 1 つのシール 3 3 0 が設けられている。本発明の幾つかの実施形態では、少なくとも 1 つのシール 3 3 0 は、これを挿通して設けられた外科用器械が存在していないときにガスの移動を阻止ようになったゼロシール及び／又は器械 (オプションとして、例えば直径 1 ~ 1 2 mm) がこれを挿通状態で設けられたときにガスの移動を阻止ようになった器械用シールを含む。

20

【 0 0 3 9 】

鋭利な器械端部及び／又は針の潜在的な損傷及び／又はスリーブシール 3 3 0 (特に、ゼロ型シール、しかしながらこれには限定されない) との潜在的なくつつきを阻止するためシールブリッジ 5 0 0 (図 2 C に示されている) が細長いスリーブルูメン 3 2 0 内に選択的に配備可能である。シールブリッジ 5 0 0 は、細長い本体 5 1 0 ともいう延長部、封止状態の近位端部分 5 1 2 及びシールブリッジの遠位端部分 5 1 4 を有するのが良い。幾つかのオプションとしての実施形態では、細長い本体 5 1 0 は、その長さに沿って設けられていて形状及び／又はサイズによって区別される少なくとも 2 つのセグメント、例えば近位セグメント 5 1 6 及び遠位セグメント 5 1 8 にセグメント化されている。幾つかの実施形態では、近位セグメント 5 1 6 は、スリーブルูメン 3 2 0 内にぴったりと嵌まり込むようなサイズ及び／又は形状に設定され、これに対し、遠位セグメント 5 1 8 は、オプションとして心出しされると共に／或いは均一な仕方でスリーブシール 3 3 0 を通過すると共にこれを開く一方で、サイズ及び／又は方位関連環境と関連した損傷を回避するようなサイズ及び／又は形状に設定されている。本発明の幾つかの実施形態では、シールブリッジ 5 0 0 は、配備時にスリーブシール 3 3 0 を跨ぎ且つ／或いは非動作状態にし、それにより針又は他のアーチファクトのための遮られていない状態の通路の実現を容易にする一方で、シールのかかる損傷及び／又はくつつきを阻止するよう構成されている。幾つかの実施形態では、シールブリッジ 5 0 0 は、スリーブ内の全てのシール、オプションとして最も遠位側のシール、オプションとしてゼロシールを跨ぐよう構成されている。

30

40

【 0 0 4 0 】

本発明の幾つかの例示の実施形態では、シールブリッジ 5 0 0 は、細長いスリーブルูメン 3 2 0 内への配備時、スリーブシール 3 3 0 を跨ぎ且つ／或いは非動作状態にしなから、ガスが体腔及び外部環境から逃げ出すことができないようガスに対して封止されている。オプションとして、追加的に又は代替的に、シールブリッジは、取り外し可能なカバ

50

ー及び／又は選択的に動作可能なシール（図示せず）を有する。

【0041】

本発明の幾つかの実施形態では、少なくとも1つのスリーブシール330は、近位開口部312の遠位側へ一定の距離を置いたところに配置されている。一定距離は、細長いスリーブ近位開口部312の遠位側へ任意の距離であって良く、例えば1～25cm、オプションとして5cmである。本発明の幾つかの実施形態では、細長い本体510は、近位開口部312からスリーブルーメン320内で一定距離にわたって伸長可能であり、それによりシール330が開くようになる。オプションとして、遠位端部分514の外周部は、スリーブルーメン320内に嵌まり込んでシール330をそらすようなサイズ及び形状に設定されている。

10

【0042】

追加的に且つ／或いは代替的に、鋭利な器械端部及び／又は針の潜在的な損傷及び／又はスリーブシール330（特に、ゼロ型シール、しかしながらこれには限定されない）との潜在的なくっつきを阻止するためシールブリッジ400（図2Dに示されている）が細長いスリーブルーメン320内に選択的に配備可能である。シールブリッジ400は、細長い本体410ともいう少なくとも中空の延長部、封止状態の近位端部分412、開放状態の遠位端部414及びシールブリッジ400の長さに沿って部分的に設けられていて遠位端部414のところの開口部と連通したルーメン420を有するのが良い。幾つかのオプションとしての実施形態では、細長い本体410は、その長さに沿って設けられていて形状及び／又はサイズによって区別される少なくとも2つのセグメント、例えば近位セグメント416及び遠位セグメント418にセグメント化されている。幾つかの実施形態では、近位セグメント416は、スリーブルーメン320内にぴったりと嵌まり込むようなサイズ及び／又は形状に設定され、これに対し、遠位セグメント418は、オプションとして心出しされると共に／或いは均一な仕方でスリーブシール330を通過すると共にこれを開く一方で、サイズ及び／又は方位関連環境と関連した損傷を回避するようなサイズ及び／又は形状に設定されている。本発明の幾つかの実施形態では、シールブリッジ400は、配備時にスリーブシール330を跨ぎ且つ／或いは非動作状態にし、それにより針又は他のアーチファクトのための遮られていない状態の通路の実現を容易にする一方で、シールのかかる損傷及び／又はくっつきを阻止するよう構成されている。幾つかの実施形態では、シールブリッジ400は、スリーブ内の全てのシール、オプションとして最も遠位側のシール、オプションとしてゼロシールを跨ぐよう構成されている。

20

30

【0043】

本発明の幾つかの例示の実施形態では、シールブリッジ400は、細長いスリーブルーメン320内への配備時、スリーブシール330を跨ぎ且つ／或いは非動作状態にしなから、ガスが体腔及び外部環境から逃げ出すことができないようガスに対して封止されている。オプションとして、追加的に又は代替的に、シールブリッジは、取り外し可能なカバー及び／又は選択的に動作可能なシール（図示せず）を有する。

【0044】

本発明の幾つかの実施形態では、少なくとも1つのスリーブシール330は、近位開口部312の遠位側へ一定の距離を置いたところに配置されている。一定距離は、細長いスリーブ近位開口部312の遠位側へ任意の距離であって良く、例えば1～25cm、オプションとして5cmである。本発明の幾つかの実施形態では、中空延長部又は細長い本体410は、近位開口部312からスリーブルーメン320内で一定距離にわたって伸長可能であり、それによりシール330が開くようになる。オプションとして、遠位端部分414の外周部は、スリーブルーメン320内に嵌まり込んでシール330をそらすようなサイズ及び形状に設定されている。

40

【0045】

幾つかの実施形態の一観点では、外部環境に且つ／或いは外部環境から体腔内に設けられた針端部分を通す方法も又提供される。図2A、図2B、図2D及び図2Eを参照すると、これらの図は、それぞれ、本発明の例示の実施形態に従って針端部分212を腹腔鏡

50

検査用ポートシステム 100 に通す種々の段階を示す断面図である。幾つかの実施形態では、先ず最初に、腹腔鏡検査用ポート 100 を体腔又は室と外部環境（先に図 1 に示されている）との間に常閉通路（常閉封止機構体 130 又は他の手段による）を作るよう配備する。図 2 A に示されているように、針端部分 212 は、ポート 100 の遠位端 114 に隣接して位置し、但し、この針端部分は、実質的に遠くに位置しても良く、他の手段（例えば、他の器具又は機構体の有無を問わず細長いスリーブ 300）を用いて直行的且つ / 或いは内蔵式通路に接近し、これに係合し、これを捕捉すると共に / 或いはこれをポート遠位端 114 に又はこれに隣接したところに提供するのが良い。幾つかの実施形態では、細長いスリーブ 300 を腹腔鏡検査用ポートルーメン 120 内に容易に設け或いは入れ子式に導入して針端部分 212 に隣接した選択された位置まで伸長させる。図 2 B は、ルーメン 120 内に且つこれを横切ってしっかりと位置決めされ、それにより封止機構体 130 を跨ってこれをバイパスした細長いスリーブ 300 を示しており、他方、針端部分 212 は、閉鎖スリーブシール 330 に隣接して位置するポート遠位端 114 内に且つこれを横切ってスリーブルーメン 320 内へ更に伸長されている。

10

20

30

40

50

【0046】

幾つかの実施形態では、シールブリッジ 400 は、容易に提供され又は図 2 D に示されているように（しかしながら、同様に図 2 C にも示されているように）、次に、少なくとも 1 つのスリーブシール 330 を跨ぎ且つ / 或いは非動作状態にした状態でスリーブルーメン 320 内に挿入される。次に、針端部分 212 をスリーブルーメン 320 経由で少なくとも 1 つのスリーブシール 330 を横切って進めるのが良い。エンドエフェクタ、外科用ヘッド又は任意他の指定されたヘッド（図示せず）を針端部分 212 に連結するため、針端部分を先ず最初に、外部環境に出すのが良く、したがって、先ず最初に、シールブリッジを図 2 E に示されているように取り外し又は開くべきであり、すると、シールブリッジは、この伸長を邪魔することがなくなる。幾つかの実施形態では、シールブリッジ 400（又は同様に図 2 C のシールブリッジ 500）を医師が手作業で取り外し且つ / 或いは針 200 それ自体を用いてシールブリッジを完全に取り外しに至るまで近位側に押すことによってシールブリッジを抜き出す。

【0047】

次に、図 3 を参照すると、図 3 は、本発明の例示の実施形態に従ってシールブリッジ、例えばシールブリッジプラグ 1200 に解除可能に連結された腹腔鏡検査用インタースリーブ（inter-sleeve）1100 を含むシステム 1000 の概略断面図及び概略拡大部分図であるインタースリーブ 1100 は、腹腔鏡検査用ポート（図示せず）内に入れ子式に配備可能であり、この腹腔鏡検査用ポートは、直径が 25 mm 未満、オブションとして 15 mm 未満又はオブションとして 10 mm 未満若しくは任意の中間値の普通サイズの器械に通路を提供するようサイズ設定されると共に構成された汎用又は他の市販のポートであるのが良いがそうでなくても良い。インタースリーブ 1100 は、細長い中空本体 1110 を有し、この中空本体は、ほっそりとした又は他のアーチファクト、例えば針端部分の係合具合及び / 又は中空本体 1110 中へのかかる針端部分の導入の許容具合を向上させるようになった伸縮可能な漏斗状部材 1120 に遠位側が連結されている。中空本体 1110 は、その近位端が取っ手 1130 に連結され、この中空本体は、スナップ嵌入式シール機構体 1140 のハウジングとしても役立つ。シール機構体 1140 は、近位器械用シール 1146 及び取っ手 1130 への連結のための遠位スナップロック手段を備えた管状部材 1142 に連結されている遠位ゼロシール 1144 を含む。幾つかの実施形態では、器械用シール 1146 は、半径方向に部分的にスリットが設けられた平べったい、円錐形の又はドーム形のシール又は虹彩形のシールであり、このシールは、これを挿通する大きめのアーチファクトを半径方向に広げることができるごく小さな中央開口部を広げることができる一方で、この周りの封止状態の周囲の実現を維持するごく小さな中央開口部を有する。幾つかの実施形態では、遠位ゼロシール 1144 は、体内室と外部環境との間の所定の最小限正の圧力差の下にあるとき且つ遠位ゼロシールが例えばこれを挿通するアーチファクトによってそれされ又は強制的に開かれていないとき、完全な封止を可能にするよう

構成されたダックビル型シール又は任意のメンブレン型シールであるのが良い。

【0048】

シールブリッジプラグ1200は、中空管部分1210を有し、この中空管部分は、その近位部分が手持ち型プラグ1230の相手方の突出部1232を気密状態で方位している。プラグ1230は、管部分1210内に取り外し可能に又は永続的に固定されるのが良く、オプションとして、変形例では、プラグ1230及び管部分1210は、単一の部品として形成される。遠位端部1220は、非同心状に位置決めされたアーチファクトのこの遠位端部への妨げられない状態の摺動具合を向上させるよう内部斜切縁部を有するのが良い（例えば、末広がりにあけられているのが良い）。

【0049】

シールブリッジプラグ1200は、両方のシール1144, 1146をバイパスすると共にこれらを跨ぐようにインタースリーブ1100のルーメン内に完全に配備された状態で示されており、他方、遠位ゼロシール1144は、強制的に開かれると共に非動作状態にされ、近位器械用シール1146は、その中央開口部を気密状態で管部分1210の周囲の周りで広げるようにされている。図3に示されているように、シールブリッジプラグ1200は、到来する針端部分の或る長さ分をシール1144, 1146から見て遠位側に遠ざかるよう受け入れるようなサイズのものである。針端部分（図示せず）を受け入れて突出部1232に押しつけ、それによりシールブリッジプラグ1200を押し出すと、針端部分は、先ず最初に、ゼロシール1144を通り、次に器械用シール1146を通過して現れ、その後、管部分1210がシールから完全に抜き出され、その結果、かかる抜き出しが起こると、器械用シール1146と針自由端部との周囲との間に新たな気密関係が達成されるようになる。

【0050】

本発明をその特定の実施形態と関連して説明したが、明らかなこととして、多くの変形例、改造例及び変更例が当業者に想到できる。したがって、本発明は、特許請求の範囲に記載された本発明の精神及び広い範囲に含まれる全てのかかる変形例、改造例及び変更例を含むものである。

【0051】

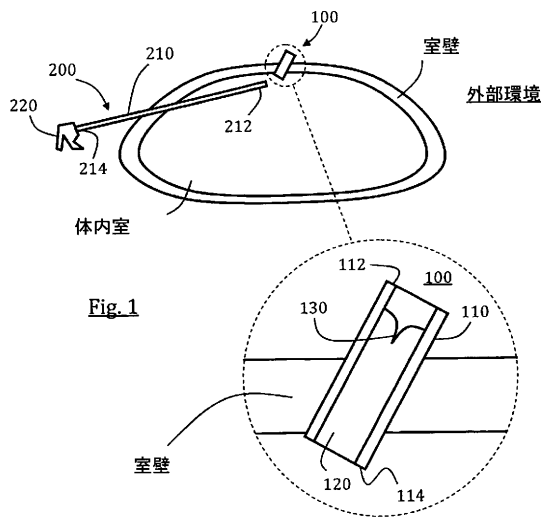
本明細書において言及した全ての刊行物、特許及び特許出願を参照により引用し、これらの記載内容全体を、個々の刊行物、特許又は特許出願の各々が具体的に且つ個々に本明細書において記載されているのと同じように本明細書の一部とする。加うるに、本願におけるどのような参考資料であってもこれに対する引用又は識別は、かかる参考資料が本発明にとって先行技術として用いるという承認として解されるべきではない。項分け記載のための表題を用いているが、これらは、必然的に本発明を限定するものと解されてはならない。

10

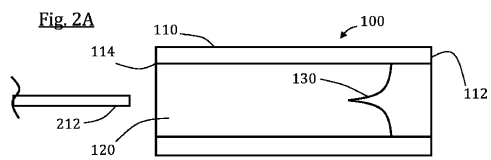
20

30

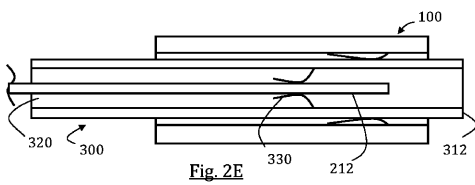
【 図 1 】



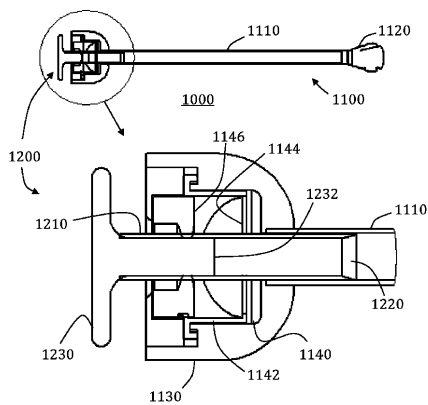
【 図 2 A 】



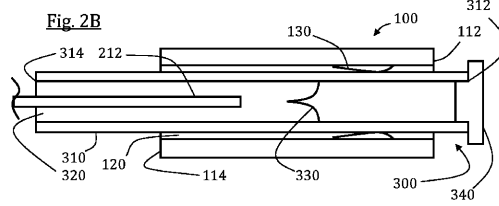
【 図 2 E 】



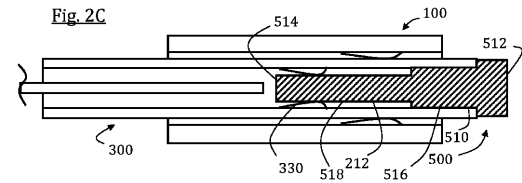
【 図 3 】



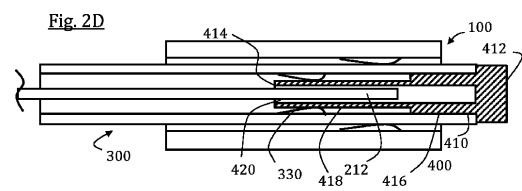
【 図 2 B 】



【 図 2 C 】



【 図 2 D 】



【手続補正書】

【提出日】平成26年8月19日(2014.8.19)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

針システムの端部分(212)を体腔から外部環境に腹腔鏡検査用ポートを通して通過させるシステムであって、前記システムは、少なくとも1つの腹腔鏡検査用ポート(100)を含み、前記腹腔鏡検査用ポートは、少なくとも第1のルーメン(120)及び前記ルーメンを横切って設けられた少なくともシール機構体(130)を備え、前記システムは、

シャフト(210)及び遠位端部分(212)を有する針器械(200)と、

細長い本体(410)を有するシールブリッジ(400)とを更に含み、

前記シールブリッジは、前記腹腔鏡検査用ポート(100)の第1の近位端(112)を通り、前記第1のルーメン(120)を通して入れ子式に導入され、前記腹腔鏡検査用ポート(100)の前記シール機構体(130)をバイパスし、それにより前記シール機構体(130)を跨ぎ且つ/或いは非動作状態にし、

前記シールブリッジ(400)の前記細長い本体(410)は、遠位開口部(414)及び前記遠位開口部(414)から前記シールブリッジの近位端に向かって少なくとも部分的に延びるルーメン(420)を備え、前記シールブリッジルーメン(420)は、一端がガスに対して封止されており、

前記シールブリッジルーメン(420)は、前記針シャフト(210)が前記シールブリッジ(400)の前記遠位開口部(414)に入ると、前記針シャフト(210)の前記遠位端部分(212)を受け入れるようになっている、システム。

【請求項 2】

前記システムは、前記腹腔鏡検査用ポート(100)を通して入れ子式に導入され、かつ、前記腹腔鏡検査用ポート(100)と前記シールブリッジ(400)との間に配置された細長いスリーブ(300)を更に含む、請求項1記載のシステム。

【請求項 3】

前記細長い本体(410)は、近位セグメント(416)及び遠位セグメント(418)を有し、前記近位セグメント(416)は、前記遠位セグメント(418)よりも大きな外径を有する、請求項1又は2記載のシステム。

【請求項 4】

前記シールブリッジ(400)の前記遠位開口部(414)は、斜切開口部を有する、請求項1～3のうちいずれか一に記載のシステム。

【請求項 5】

針システム(200)の針器械シャフト(210)の端部分(212)を体腔から外部環境に通過させる方法であって、前記システムは、前記体腔と前記外部環境との間に少なくともポートルーメンを画成する少なくとも1つの腹腔鏡検査用ポート(100)と、前記ポート(100)内で前記ポートルーメン(120)を横切るシール(130)を含み、

シールブリッジ(400)を前記ポート(100)の近位開口部(112)を通して前記ポートルーメン中に挿入することによって、前記ポートルーメン(120)内で前記シールを跨ぐと共に/或いは非動作状態にするステップと、

前記針システム(200)の前記器械シャフト(210)の前記端部分(212)を、前記シールブリッジ(400)の遠位開口部(414)を介して前記体腔から前記ポートルーメン(120)内に通すステップと、

前記針器械シャフト（２１０）の一部分を、前記シール（１３０）を横切って位置決めするステップと、

前記シールブリッジ（４００）を取り外すステップとを含む、方法。

【請求項６】

前記針器械シャフト（２１０）の前記端部分（２１２）を前記シールブリッジ（４００）の前記遠位開口部（４１４）を通して前記シールブリッジ（４００）のルーメン（４２０）中に配置することによって、前記針器械シャフト（２１０）の前記端部分（２１２）を、前記シール（１３０）を横切った状態に位置決めするステップを含む、請求項５記載の方法。

【請求項７】

前記シールブリッジ（４００）は、その遠位開口部（４１４）のところに斜切入口通路を有する、請求項５又は６記載の方法。

【請求項８】

前記針器械シャフト（２１０）を前記シールブリッジ（４００）の遠位端部分上へ押すことによって、前記針器械シャフト（２１０）の前記端部分（２１２）を、前記シール（１３０）を横切って位置決めするステップを含む、請求項５～７のうちいずれかに記載の方法。

【請求項９】

細長いスリーブ（３００）を前記腹腔鏡検査用ポート（１００）の近位開口部（１１２）に通して前記腹腔鏡検査用ポート（１００）の前記ポートルーメン（１２０）内に入れ子式に導入し、それにより前記腹腔鏡検査用ポート（１００）の前記シール（１３０）をバイパスするステップを更に含み、前記スリーブ（３００）は、第２のシール（３３０）を備えたスリーブルーメン（３２０）を有し、前記シールブリッジ（４００）はそれにより前記スリーブルーメン（３００）内で前記第２のシール（３３０）を跨ぐと共に／或いは非動作状態にし、前記方法は、前記細長いスリーブ（３００）を前記針器械シャフト（２１０）の前記端部分（２１２）に隣接して位置する選択された位置まで伸長させるステップを更に含む、請求項５～８のうちいずれかに記載の方法。

【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No
PCT/EP2012/076857

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER

INV. A61B17/34
ADD.

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)

A61B

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

EPO-Internal, WPI Data

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 5 392 766 A (MASTERSON STEVEN [US] ET AL) 28 February 1995 (1995-02-28) column 7 - column 8; figures 1-5 -----	1-6,8, 10-12, 21-25
X	US 5 176 653 A (METALS JOEL [FR]) 5 January 1993 (1993-01-05) figures 1-3 -----	1,2,4,5, 8,10-12, 21-25
X	WO 2011/128392 A1 (NEOSURGICAL LTD [IE]; KEATING RONAN [IE]; RABBITTE GERARD [IE]; RUSSEL) 20 October 2011 (2011-10-20) figures 13e, 13f -----	1,2,4,5, 8,10-12, 21-25
A,P	WO 2012/035524 A2 (FARIN DANNY [IL]; BACHAR YEHUDA [IL]; WINSSTEIN RONNY [IL]; EON SURGIC) 22 March 2012 (2012-03-22) the whole document -----	1

☐ Further documents are listed in the continuation of Box C.

☒ See patent family annex.

* Special categories of cited documents :

"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance

"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date

"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)

"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means

"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention

"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone

"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art

"&" document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search

19 April 2013

Date of mailing of the international search report

29/04/2013

Name and mailing address of the ISA/

European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2
NL - 2280 HV Rijswijk
Tel. (+31-70) 340-2040,
Fax: (+31-70) 340-3016

Authorized officer

Hausmann, Alexander

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.
PCT/EP2012/076857**Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of Item 2 of first sheet)**

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1. ☒ Claims Nos.: **13-20**
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:
see FURTHER INFORMATION sheet PCT/ISA/210
2. ☐ Claims Nos.:
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:
3. ☐ Claims Nos.:
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of Item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

1. ☐ As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2. ☐ As all searchable claims could be searched without effort justifying an additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.
3. ☐ As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:
4. ☐ No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

Remark on Protest

- ☐ The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.
- ☐ The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- ☐ No protest accompanied the payment of additional search fees.

International Application No. PCT/ EP2012/ 076857

FURTHER INFORMATION CONTINUED FROM PCT/ISA/ 210

Continuation of Box II.1

Claims Nos.: 13-20

The method defined in claims 13-20 is a method of treatment of the human or animal body by surgery. No international search and no preliminary examination are required for such methods (Art. 17(2)(a)i, Rule 39.1(iv); Art. 34(4)(a)i, Rule 67.1(iv), PCT GL 9.08-9.10). Clearly, the use of a needle system which is passed "from a body cavity to an outer environment" is surgical.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

Information on patent family members

International application No

PCT/EP2012/076857

Patent document cited in search report		Publication date	Patent family member(s)	Publication date
US 5392766	A	28-02-1995	NONE	

US 5176653	A	05-01-1993	DE 69113663 D1	16-11-1995
			DE 69113663 T2	02-05-1996
			EP 0448418 A2	25-09-1991
			FR 2658082 A1	16-08-1991
			US 5176653 A	05-01-1993

WO 2011128392	A1	20-10-2011	AU 2011239988 A1	01-11-2012
			CA 2795884 A1	20-10-2011
			EP 2547270 A1	23-01-2013
			GB 2486497 A	20-06-2012
			US 2013090670 A1	11-04-2013
			WO 2011128392 A1	20-10-2011

WO 2012035524	A2	22-03-2012	NONE	

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC

(74)代理人 100098475

弁理士 倉澤 伊知郎

(74)代理人 100170634

弁理士 山本 航介

(72)発明者 バッシャー ル イェフダ

イスラエル 5 4 0 5 1 0 8 ギバード シュムエル ギバード シュムエル ケレン ハイエソ
ド ストリート 9

(72)発明者 ファリン ダニー

イスラエル 4 5 2 7 2 1 8 ホド ハシャロン ホド ハシャロン ハゲウラ ストリート 1
8

F ターム(参考) 4C160 FF45

4C161 AA24 GG27

专利名称(译)	用于腹腔镜检查的密封桥		
公开(公告)号	JP2015506185A	公开(公告)日	2015-03-02
申请号	JP2014548107	申请日	2012-12-21
[标]申请(专利权)人(译)	意昂外科有限公司		
申请(专利权)人(译)	永旺手术有限公司		
[标]发明人	バツシャーリ イエフダ ファリンダニー		
发明人	バツシャーリ イエフダ ファリン ダニー		
IPC分类号	A61B1/00 A61B17/221 A61B17/34		
CPC分类号	A61B17/3421 A61B17/3462 A61B2017/3419 A61B2017/3441 A61B2017/3464 A61B17/0218		
FI分类号	A61B1/00.320.E A61B17/22.320 A61B17/34		
F-TERM分类号	4C160/FF45 4C161/AA24 4C161/GG27		
优先权	61/579670 2011-12-23 US		
其他公开文献	JP5982497B2		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

提供了一种用于通过腹腔镜端口将针系统的端部从体腔传递到外部环境的系统和方法。该系统包括密封桥，其包括细长主体。密封桥在第一近端处通过端口中的第一腔可伸缩地引入，并绕过腹腔镜端口的密封机构。密封桥适于通过近端开口端口插入以部署在端口的内腔中，从而桥接端口的密封件和/或停用端口的密封件。该方法包括将针杆的远侧部分从体腔内定位到端口内腔中并且越过由密封桥打开的密封件。

